

+++++

長期優良あんしん検査 業務要領

+++++

株式会社住宅あんしん保証

長期優良あんしん検査とは、長期優良住宅における長期使用構造等とするための措置（構造躯体等の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネルギー対策）について現場検査を行い、設計図書通りに認定基準を満たした施工を行なっていることを確認する**任意の検査**です。（長期優良住宅の普及の促進に関する法律では定められておりません。また住宅性能表示制度の建設住宅性能評価とは別の検査です。）

以下では、長期優良あんしん検査の流れ及び注意点についてご説明します。

■長期優良あんしん検査の実施時期について

例）木造2階戸建（検査回数4回）の場合

現場検査の時期	検査の具体的内容	瑕疵保険検査 同時実施
基礎配筋工事の終了時	コンクリート打設前の配筋工事状況	○
躯体工事の完了時	断熱材施工前の構造躯体工事状況（木造の場合、筋かい・金物等）	○
下地張りの直前の工事の完了時	石膏ボード施工前の断熱材の施工状況	
竣工時	仕上げ材料や仕上がり寸法の検査等	

■【長期優良あんしん検査】業務フローについて

①申請に必要な提出書類

提出書類	記載事項等	部数
長期優良あんしん検査申請書	申請者の概要、建築物に関する事項	2部
確認済証の写	確認済証及び確認申請書第一面～第五面（写）	2部
工事工程表	概略のわかる工事工程表	2部

※住宅あんしん保証以外の評価機関で長期優良住宅の適合証の発行を受けている場合、長期優良住宅の副本一式の写をご提出ください。

②長期優良あんしん検査の申請時期

申請は、瑕疵保険のお申込と同時にお願いします。（着工前のお申込みとなります。）

なお、申請には余裕をもってお申込みください。

③長期優良あんしん検査料金のお支払い

住宅あんしん保証より工事施工会社へ、引受承諾書及び請求書をメールでご案内します。請求書記載の支払期日までに料金の振込みをお願いします。（振込手数料は申請者様のご負担でお願いします。）

④現場検査実施日の調整

申請時に記載した検査対象工程工事終了予定日の7日前までに、委託検査会社の担当者より工事施工者へ電話連絡をして検査実施日の調整、決定を行います。

予定日より大幅にずれる場合は、委託検査会社へ事前に連絡をお願いします。

⑤自主検査の実施

現場検査の実施前に、当該工程までの施工状況を工事施工会社が自主検査し「施工状況報告書」に記入します。自主検査の際には、施工関連図書（写真、納品書、梱包材等）の準備も行います。

⑥現場検査の実施

提出書類	記載事項等	部数
施工状況報告書	検査が行われる前までに、当該工程までの施工状況を工事施行会社が自主検査し「施工状況報告書」にまとめて報告します。	1部

検査員は、施工状況報告書に基づき、検査対象となる検査項目について、施工内容の確認を行いません。設計図書等と施工内容との照合にあたって、施工状況報告書を確認した後、A：目視 B：計測 C：施工関連図書の確認のいずれかの方法により施工状況報告書通りに施工されているか確認します。

※目視できない検査項目について

検査は原則として目視で確認を行いますが、検査員が目視出来ない検査項目については、施工関連図書での確認を行います。検査時に提示できるように準備して下さい。

提示書類
工事写真、納品書、地盤調査報告書、地盤改良工事報告書、梱包材、施工図、品質管理記録等

⑦指摘内容確認・是正

現場検査で指摘事項が発生した場合は、指摘された内容については是正してください。是正後の状況を写真等で住宅あんしん保証へ報告し改善が確認された場合、次回検査に進むことができます。

⑧長期優良あんしん検査報告書の発行に必要な提出書類

提出書類	記載事項等	部数
検査済証（写）	-	1部

竣工時検査の終了後、検査済証（写）の提出をお願い致します。

⑨長期優良あんしん検査報告書送付・受領書返信

住宅あんしん保証より長期優良あんしん検査報告書を郵送でお渡しいたします。到着後、受領書のご返信（FAX）をお願いします。

■長期優良住宅建築等計画の変更について

長期優良住宅建築等計画の変更をしようとするときは、軽微な変更に係るものを除き、所管行政庁の認定を受けなければいけません。（軽微な変更：変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更）認定申請前の工事着手は認められていませんのでご注意ください。変更工事着手前に所管行政庁へご相談下さい。

提出書類	記載事項等	部数
（変更）長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書	認定基準に影響のある変更がある場合のみ。変更に係わる部分の変更図面を添付	正・副
変更申告書	軽微な変更がある場合のみ。変更に係わる部分の変更図面を添付	正・副

適合証発行時の図面から変更がある場合は、検査実施前に住宅あんしん保証へ上記書類を提出して下さい。

（※手続きによる工事の一次中断・検査時の図面相違による不適合等が考えられますので極力変更の無いように進めることとお勧め致します。）

※ご不明な点がございましたら、住宅あんしん保証 性能評価課までお尋ね下さい。

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6F 株式会社住宅あんしん保証 技術管理部 性能評価課 TEL：03-3562-8127 FAX：03-3562-8045 Mail： hyouka@j-anshin.co.jp
--